



Title	元永二年七月忠通歌合追判の判者と文体
Author(s)	北島, 紬
Citation	詞林. 2017, 62, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67204
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

元永二年七月忠通歌合追判の判者と文体

北島 紬

一、はじめに

藤原忠通は永久元年（一一一三）頃から歌壇を主宰し和歌活動を積極的に行った人物である。歌合にあたっては源俊頼・藤原基俊の両名が判者として指導的立場にあった。

元永二年（一一一九）七月二三日、忠通は藤原顕季を判者として招き、自家に歌合を催している。「草花」暮月（晩月）「尋失恋」の各題一番、計三三番の珍しい形式で、顕季が忠通歌壇と交流することはこれが唯一の例である。この歌合の証本には当座になされたと思しい顕季判のみを有するものと、それに加えて「又判云」という筆者不明の追判（再判）を有するものがあり、この追判者が誰であるかが従来問題とされてきた。岩津（一九六三）・峯岸（一九六九）らは顕季自身による再判であるとしたが、萩谷朴『平安朝歌合大成』（以下『大成』とする）は、顕季判と再判では和歌の解釈が相違しており勝負の判定が三分の二に渡って覆されていること

などを指摘し、顕季再判とは考えられないと断じた上で、右方の基俊による追判説を唱えた。しかし、確かに追判者が顕季以外の人物であることに異論の余地はないが、基俊追判であると考えるもまた後述するいくつかの問題からして受け入れがたい。

近年、鳥井千佳子『忠通家歌合新注』（以下『新注』とする）が追判の歌論内容に着目し、古歌の語句を取り入れた和歌が詠まれる際、追判は「昔の歌に詠まれていることばだからといって安易な詠みかたをすることを強く批難している」として、これが俊頼歌論に特徴的な主張であること、また俊頼が判で多用する「おほつかなし」という評語が追判でも多用されていることの二点を指摘して、当該歌合の追判は、当座には欠席していた俊頼が後日に主家忠通の依頼によって判じたものであるとしている。

結論から言えば、本稿も俊頼説に立っている。従来、主として顕季の初判との歌論的な差異を論じられてきた当該歌合

の追判について、俊頼が追判者であると考えらるべき新たな根拠を提示し、併せて追判をその文体の面から今一度検討することが本稿の目的である。以下、歌合の名称および本文は『大成』（増補新訂版）によるが、私意により一部表記を改めたところがある。

二、追判者の推定——基俊追判説の検討

忠通家歌合においては、元永二年七月一三日の顕季初判を例外として、歌合の判者となりうる人物は俊頼・基俊の両名である。そこでまず、当該歌合の追判が基俊による¹とは考えがたいことを述べておきたい。

『大成』が基俊追判説の根拠としたのは、次の三点である。
①「草花」四番の追判に「これははじめて読み上ぐるに耳とどまりて聞こえ」云々という評があり、当座に列席し歌が読み上げられるのを直接耳にしたと考えられること

②追判は不適当な用語表現に対して語の言い換えなどの代案を提示するが、このような自信の強さは基俊の性格と一致すること

③追判は「暮月」十番の持を右勝に、「尋失恋」五番の左勝を持に改めて、基俊作の歌を擁護していること
以下、順に検討してゆく。

二—① 「耳とどまる」の評語

まず①についてであるが、「耳とどまる」という語句が当座で講師の読み上げを耳にすることと直接に結びつくわけではない。後日判であっても判者自ら口ずさんで音の流れや響きを確かめることはあるうし、歌の批評が用語表現の良し悪しを述べるため「……と聞こゆ」などと聴覚的に表現することは珍しくない。何より、この「耳とどまる」という評語は、管見の限り基俊判詞に用いられた例が一度もない。「耳にとまる」などの類似した言い回しも、基俊が使用している例を探せない。この語はむしろ、しばしば感性的・印象的と見なされる俊頼の判詞に特徴的であって、時代が下ると藤原俊成がこの評語を用いるようになり定家・為家にも一例ずつ用例が見えるものの、当時一般的な評語ではなかった。俊頼が初めてこのような言い回しをしたのは「長治元年（一一〇四）五月二六日 左近衛権中将俊忠歌合」である。

恋 一二番・左 女房三位

恋ひわびてあはれとばかりうちなびくことよりほかの慰めぞなき

右勝 備中守仲実

いかにせむ千引きの石は砕くとも人の心はゆるぎげもなし
左歌は、いとをかしう詠まれて、げにさぞあるかし
と聞こゆるを、天徳歌合に、「もとの初めの字と末

の初めの字と同じきは、別の咎にはあらねども、耳とまる心地ぞする」と定められて侍るやうにおぼゆるを、いかが。（後略）

しかし、「天徳四年（九六〇）三月三〇日 内裏歌合」の該当する記録に「耳とまる」という語句は見えない。

恋 一八番・左持 本院侍従

人しれずあふを待つ間にこひしなば何にかへたる命とかいはん

右 中務

ことならばくもゐの月となりなむ恋しき影や空に見ゆると

左歌、さてもありなん。右歌のかみしもの句のかみに、同じ文字ぞあめる、にくさげにぞ、いかがさぶらふべきと奏すれば、左右のおほせなし。左の人申す、左はさる文字さぶらはずと申すめれど、させる難にはあらぬにぞ。仍為持。

つまり、この「耳とどまる」「耳にとまる」といった語句は俊頼独自のもので、他にも「元永元年（一一一八）一〇月二日 内大臣忠通歌合」で二度、「天治元年春 権僧正永縁花林院歌合」で三度、類似の表現を用いている。

二―② 追判の代案提示とその態度

歌合の判詞が、語順の変更を提案したり、不適当な用語表

現についてより適切な語句を提示したりすることは珍しくなく、俊頼、顕季、顕輔、清輔、俊成らが行っている。当該歌合の顕季初判にも「草花」六番「又、『出だす』などこそ言い侍れ。『出す』こそ幼く侍れ、一〇番『露』かみにあらまほし」の例があるため、『大成』が代案提示を「厳格緻密な実証批評」の一部として「印象的な俊頼判や穏健な顕季判とは異なつた基俊判の特徴」とするのは誤りである。

このような判詞による語の言い換えの提案は追判では三三番中六番に見られ、初判よりも多いものの、一般に後日判は当座の判に比べ論旨が細密になることを考えると、判者の性質による差異とは言い切れない。ただし、初判が「あらまほし」といった比較的穏健な表現を用いているのに比べると、追判は似た内容の指摘であっても語調が強い傾向がある。数例を挙げると、

露はそめ霧たつ野べの藤袴ふく秋風にはころびにけり

〔左歌、はじめに「露はそめ」と言ひては、次の句に「霧は」とやおくべからむ〕〔草花〕五番・左くさぐさの花の袂をむつまじみ野よりはみるといざたはれなむ

〔右歌は「くさぐさの」と言へる文字なだからかならず。などてか「さまさまの」と言はざりけむと、口惜しう聞こゆ〕（同・右）

秋の野の千ぐさの花の咲く中に見るも露けきをみなへし

は、『大成』も認めているところである。追判者は基俊歌に理解を示し初判に比べて高く評価しているが、それは作者による自歌の擁護といったものとは明らかに異なっている。

以上より、当該追判を基俊によるものとする考えはその根拠を失ったと言つてよいであらう。

三、追判者の推定——俊頼追判説の検討

顕季再判とは考えられず、基俊追判でもないとするれば、当該歌合の追判者である可能性が最も高い人物は俊頼となる。忠通家歌合において主要な判者であり、さらに状況的にも忠通が追判を依頼する妥当性が高い。忠通主催の歌合は、座興的な「大治元年（一一二六）八月 撰政左大臣忠通歌合」を例外として、判者を左右どちらかに参加させるようなことはせず判定の公平さに配慮するのが常で、「元永元年一〇月二日 内大臣忠通歌合」には俊頼・基俊が歌人としても参加しているが、それぞれ左右に分かれた両判のものであった。問題の歌合には基俊が右方で参加している以上、客観的な判定を求めるならば、当座に列席していなかった俊頼に依頼するのが自然である。

追判が俊頼に特徴的な評語を用いていることは既に述べた。加えて、文体の面からも俊頼判詞の特徴に類似した点が見られる。例えば、追判は全体として論旨は明快、勝負の判定は簡潔ながら要を得ている。一方で、歌の詠みぶりに不審があ

る場合、自らの難の指摘が合理的なものであることを示すため歌意の可能性をいちいちあげつらい、皮肉めいた表現をすることがある。

尋失恋 二番・左勝 為忠

たづねかぬゆきけむかたもしら雲の心そらなる恋もするかな

右 時雅

なほざりに三輪の杉とは教へおきてたづぬる時はあはぬ妹かな

左歌、なだらかなり。右歌は、三輪の杉と教えおきてければ、失ひたるとはあらざりけむにや。

又判云、左歌は「白雲」と言へる句ぞ言ひさしたる心ちし候ふ。古き歌にはかうも常常詠むめり。それは懸想の歌などは、たづねさたする人もなければ、をかしなどいひて過ぎぬ。歌合の歌は猶ひかが候ふべからむ。されど歌めきたり。右歌は心得ず。杉のもとの家には、尋ねいきたるにや。え行かずは我がわろきにてぞあるべき。行きつきなば、ただおして入れかし。又あはぬにもあらじ。又、家には行きつきたれど主のなきか。こもりを賣たむべきにや。をめぐみてぞ聞こゆる。負くべし。

このように歌の内容に疑いを示し、合理的な解釈の例を挙げては自らそれを否定するような判は俊頼のよく行くところ

で、次の「天治元年（一一二四）春 権僧正永縁花林院歌合」の判詞のような例に顕著に見られる。

雪 四番・左 香象房

水のおももみな降る雪にうづもれて立ち居や嘆く池のに
ほどり

右勝 西大、

三吉野に雪ふりぬれば我が宿のなるの枯れ葉はいとどさ
びしも

凍らざらむ水のおも、雪にうづもれむもいと難し。

雪いたく降らば、池の水こそまさらめ。なほ凍らせ
てうづまばや。あまりのことか。右歌、我が宿は三

吉野にあるか。又、里にあるか。里にあるならば、
降れる雪を見て、三吉野をおしはかるか。おぼつか

なく。このならには雪つもりたりとも言はねば、
ただおしはかりの雪にや。たしかに見ずは、いかが

はあるべからん。このならにも、さりとともあらむ。
雪は所をわかぬものなれば。

右の例ほど執拗でなくとも、最終的に難ありと判定するた
めに判詞の中で歌意の解釈とその否定とを行ってみせるのは
俊頼の特徴の一つである。もともと、元永二年七月忠通歌合
の追判においては、歌意の解釈とその否定の繰り返しは、純
粋な難陳というよりもむしろ皮肉めいた冗談、ユーモアのよ
うに感じられる。『新注』は追判のこのような態度の理由を、

複数人の前で口頭で行われたためと推論する。

「ただし、みる心ありてこそこれにもよみ候ふらめ。偏
に難じ申すべきにはあらず。ただ御言に候ふべきなり」

〔暮月〕六番33) のように、忠通に気をつかっているよ
うな箇所、また、「行き着きなばただおして入れかし」〔尋
失恋〕二番48)、女の家が知りたければ「なほきかまほし
うは人をぞつくべき」〔また従者などにや……せためて
とふべし〕〔同六番56) のように、和歌の論評をはなれて、
男女のことについて調子よく冗談を飛ばしているような
箇所がある。ここから、「又判」は後日、俊頼が忠通の
質問に答えながら、複数の人たちの前で口頭で評定をし

た記録がもともとなつていると考えられるのである。
実際に追判がどのような状況で行われたかは確かめる術が
ないが、少なくとも通常の後日判とは異なる態度で書かれた
らしいことが、当該追判の待遇表現の特徴によって推測され
る。次項ではそれについて検討してゆく。

四、追判の文体——待遇表現を中心に

歌合判詞では、和歌作者など歌合の参加者や主催者に対し
て待遇表現が用いられるのが普通であるが、出現頻度や種類
には判者によって差が大きい。この追判では待遇表現として
「候ふ」が多用されている（二三例。動詞・補助動詞を区別して
いない）。そのほとんどが判者の考えや判断に付いて「おほ

え候ふ」「聞こえ候ふ」「心地し候ふ」といった類で、丁寧語的な用法であると言える。

しかしこれは当該追判の特異な点であって、当時の代表的な歌合判者である顕季、基俊の判詞には「候ふ」が用いられておらず、経信に一例あるほかは俊頼にしか例がない。特に勝負の判定や判者の考えを述べるにあたって丁寧語の用法の「候ふ」を用いることは、俊頼判詞の特徴なのである。歌合判詞では、時代を問わず丁寧語的表現としてはもっぱら「侍り」が用いられ、問題の歌合の顕季初判も「侍り」のみ用いている。

また俊頼にあっても「候ふ」の使用例は数例に過ぎない。そもそも基俊などと比較すると、待遇表現自体がさほど多くないのである。当座の正確な記録を出発点とする俊頼判詞の性質上、判定に至る過程では待遇表現自体がほとんど現れず、結論部分にのみ主催者に対して「判定申し上げる」態度が現れると浅田（一九九八）が論じている。

忠通が主催した歌合で一部分でも本文が伝わるものは九回、うち俊頼が判者を務めたものが四回あるが、「候ふ」が用いられる例は問題の追判以外には「大治元年八月 撰政左大臣忠通歌合」の一番三例のみ、忠通家以外の歌合では「天治元年（一二二四）春 権僧正永縁花林院歌合」の二番二例のみとごく僅かである。そのため全体として何らかの定まった傾向を見るのは難しいが、今は当該追判の「候ふ」多用の原因を

探るにあたって、まずこの三番五例について「候ふ」が現れた理由を考えてみたい。

四―① 大治元年八月 撰政左大臣忠通歌合における「候ふ」

この歌合は当日に即興的に企画され行われたものと考えられ、左右も番の組み合わせも一定していない。歌題は「旅宿雁」「恋」の二題、歌数は五番で計二十首と、ごく小規模な内輪のものである。俊頼は歌人として参加し、判者も務めた。当座の難陳を記録し、数日中に判詞を整えて忠通に献じたと思われる。「候ふ」はこの歌合の最終番に集中している。

恋 五番・左 時昌

君恋ふることの葉ばかり色に出でてあはでの森の散りぬべきかな

右 堀河

つれなしとかつは心をみやま木のこりずも斧のおとづるかな

前歌は、「色に出づることの葉」と「あはでの森」とは同じきか。おほつかなきやうに聞こゆれど、なほ、あはでの森のこの葉なめりと思ひなせば、悪しうも聞こえず。次歌は、歌めいたり。いとをかし。但、近くぞしのびたる人の歌合に見しやうにおほえ候へば、ひが事にや候ふらん。詠み合はせたらばよし、隠れの歌なりとて、おして取りたらば、主やは

なむかんとおぼえ候ふかな。

待遇表現としてはこの最終番の「候ふ」三例のほか、全体に「申す」が見え、「侍り」は用いられていない。「侍り」は当時既に文語的であったから、これは当座のやり取りの雰囲気をよく残した判詞であると言えよう。「候ふ」はいずれも丁寧語的な用法であるが、主催者を意識しての表現ならばこの番にのみ偏って現れることは不自然である。また作者堀河の歌を論ずる他の番では「旅宿雁」五番「ともにあしうも聞こえず。同じほどの歌にや。仍持と定め申す」と、丁寧表現を用いていない。よって、この「恋」五番・右にのみ待遇表現が偏って現れた理由は、この判詞の内容によるものと考えられる。

「近くぞしのびたる人の歌合」は不詳であるが、他人の詠んだ歌を自作として発表することは『袋草紙』などにも強い非難の対象とされている。座興的な集まりとはいえ、単に評価を下すだけではなく盗作の指摘をするにあたって、俊頼としては当座の雰囲気によく配慮する必要があったことは想像に難くない。いわば歌合の「場」に対してより丁寧な表現を必要としたために、この番にのみ丁寧語的な待遇表現が集中的に現れたのであろう。

四―② 天治元年春 権僧正永縁花林院歌合

この歌合の証本には甲乙の二系統があり、甲本は俊頼の、

乙本は基俊の判詞をそれぞれ有する。和歌の改作等の事情から推して、成立は乙本→甲本の順であるとされる。歌題は「桜」「郭公」「月」「雪」「祝」、各題七番の計三五番である。

月 一番・左 大納言君

板間より寢覚のそこにもる月を恋しき人と思はましかば

右 中納言君

くれはどり二村山を来て見れば目もあやにこそ月も見え
けれ

左歌は「板間より」と言へる五文字は、古き人も、初めにはおくべからずと申しけりとかや。「荒れたる宿の板間より」などは、中に良きさまに言ひつれば、まぎれて聞こゆるなりとぞ申しける。ひがごとくや。又、月の歌とはおぼえず、恋の歌ともや申すべからむ。いとあやし。恋の歌をにはかにいれたりけるにや。右歌は、させることもなけれど、かたのごとく月の歌にては候ふめり。したる事はなけれど、左の歌の見逃げに逃げたれば、本意にはあらで勝つにや。

祝 七番・左 上総君

日山ちえにさかゆる榊葉はよろづ代までの君がためしか春

右 式部君

君が代は言ふかぎりなし三吉野のこがねが峰に御代を待

つまで

左、春日山などに言寄せて、いとわづらはし。右、「こがねの峰」などは御嶽の御み山のことによ。ことありげなるいかにも申しがたし。おしこめて持などに候ふべきにや。歌がらもさやうにぞ見ゆる。

この二例のうち、「祝」七番における「候ふ」使用は丁寧語的用法で判定について述べている。同じ歌合の「桜」七番の判に「もし持にとや侍らむ」とあるような例と質的に異なるもの、「侍り」専用の基俊とは異なる俊頼判の特徴と言える。

一方「月」一番・右歌は俊頼の代作であり、「かたのごとく月の歌にては候ふめり」は周囲に対して自歌を謙遜しての言である。『俊頼髓脳』において和歌に関する故事を述べる際に「これら、よしなき事なれど、神の御歌のつづきに、さることありけりとも聞き召さむ料に、書きて候ふなり」と言い、あるいは自歌について「古き歌の見えねば、俊頼が歌をしばし書きて候ふなり」と言っているのと同様であろう。歌論書である『髓脳』と歌合判詞とであっても、敬うべき相手に献上するために書かれた点では共通している。

以上より、俊頼判詞における「候ふ」はいずれも、歌合の場に対する配慮や自歌の謙遜など、その場における聞き手あるいは敬うべき読み手の存在を強く意識する事情のある場合に現れると言える。問題の元永二年七月忠通歌合の追判で「候

ふ」が他に類を見ないほど多用されている原因もまた、同様の事情に求めることができるのではないだろうか。つまり、当該追判は後日判ではあるが、一人で判じて主催者に献じたものではなかった。それならば他の歌合判詞の文体と著しい差異が生まれることは考えにくいからである。『新注』は追判の内容面から「後日、俊頼が忠通の質問に答えながら、複数の人たちの前で口頭で評定をした記録がもとになってい」と推定したが、待遇表現の面からも、忠通を前にして追判の原型が作られたことを認めてよいと思われるのである。

ただし、追判時に俊頼・忠通以外の発言者が存在したかどうかは疑問である。少なくとも、当座の歌の作者たちは俊頼の追判を聞いてはいなかったのではないか。その理由は次項で述べる。

四―③ 代案提示の聞き手

追判の待遇表現はその場の忠通を強く意識しながら作られたことを示しているが、一方で歌の作者たちについては敬意の程度が常よりも低い。先に、追判が不適当な用語表現について代案提示を行っていることを確認し、その語調の強さは俊頼判詞にも他にあまり見られないものであると述べた。これは当該追判の事情によるもので、一つには当座を離れた後日判であるため歌の作者に対する配慮の必要が薄れたこと、そしてまた初判に不満を抱いた忠通の求めによって書かれた

ことが、文体全体に影響しているのである。

俊頼が歌合判詞で代案提示を行う際には、かなり丁寧な、
 穏健で作者の感情に配慮した言い方がされることが多い。例
 えば花林院歌合からいくつか例を挙げると、

うき世にも花のさかりになりぬればもの思ふ人はあらじ
 とぞ思ふ

「思ふ」と言へる詞ぞふた所見ゆめる。句を続け
 つれば咎なしと言へば、さてもありなむと思ひ給ふ
 れど、次の「思ふ」が句のはじめにあらましかばと
 ぞ見ゆる」

五月にはしば鳴くやとぞ郭公なほうら待ちにさぬる夜も
 なし

「右歌は、郭公はしば鳴くべきものにはあらねど、
 願はむには、などかはさも詠まざらむ。『うら待つ』
 ぞ、はじめとばかりの折に申しつるやうに、ほどな
 きことに申すやうにおほゆる。『ちに』の字ぞ、『つ』
 文字にやあるべからむとおほゆる」

うちきらしあまぎる空と見しほどにやがてつもれる雪の
 白山

「左歌、『うちきらし』心得ず。『ふりきらし』と言
 はばやな。又、末の『雪の白山』心得ず。『白山の雪』
 とぞ、次第は言はまほしき。かみにおけば、なだら

かならぬなめり。されば、侘びておけるにや」

〔雪〕五番・左持

元永二年七月忠通歌合の追判は当座を離れた後日判である
 ため、右のように歌の作者の意図を慮る必要がなく、そのた
 め常よりも指示的・確信的となった表現に、『大成』は基俊
 判の「厳格さ」を連想したのであろう。

加えて、既に顕季の初判があるところに俊頼が敢えて追判
 を付すとすれば、当然ながら主催者である忠通の要求に応じ
 てのことであるはずで、そのこともまた追判の語調の強さに
 影響を与えたと考えられる。渡辺（一九八八）は当該歌合に
 顕季が判者として参加したことを、本来であれば忠通歌壇と
 顕季との交流の端緒となるはずであったものと論じ、次のよ
 うに述べる。

判者顕季に擦り寄るような歌があり、それが勝となって
 いることを考え合せると、この元永二年七月歌合は顕季
 という新たな判者を迎えたことで、それまでの忠通家歌
 合での文芸性重視の雰囲気とは違って、社交性の強い座
 興的な要素にその場が支配されていたのではないかと思
 う。そこに後日判の出来る素地があったのではなからうか。

これは恐らく的を射ており、初判の歌論内容やその場での
 詠作そのものに不満があつての追判依頼であることを承知し
 ていたからこそ俊頼は、作者に対して多少辛辣な評や皮肉め
 いた冗談を向けたところで問題がない、むしろ忠通の意に適

うはずと考えたのであろう。

五、まとめ

以上、当該追判が忠通歌壇の状況的にも、また判詞の評語や待遇表現の面からも俊頼の手になると考えられることを述べてきた。これらを踏まえて追判の執筆状況をまとめると次のようになる。

元永二年七月一三日、忠通は顕季を初めて判者として招き歌合を催したが、その場の詠作や社交的で穏健な顕季判に飽き足らないところがあり、後日、当座に参加していなかった俊頼に顕季判の付された歌合記録を見せ、客観的かつ文芸本位の追判を求めた。俊頼は要請に応じて、忠通と対話しながら歌の作者や顕季初判への配慮を度外視した追判を行い、後にそれを整理して献じた。

俊頼判詞らしからぬ代案提示の語調の強さも、待遇表現の多用も、そのような判詞の位相差から来たものであり、俊頼の歌合判詞の記述態度がその「場」に大きく左右されることの証左である。当該追判は、歌合判者としての俊頼のありようを探る上で非常に興味深い例であると言えよう。

注

(1) 『八雲御抄』巻第二、作法部、歌合「法政寺関白歌合 顕季 俊頼 基俊 判之」

(2) 千五百番歌合などは披講が行われていないが、「春一」五番・左「左の『関の岩戸の春のあけほの』、姿はをかしく聞こゆるを」ほか枚挙にいとまがない。「康和二年（一一〇〇）四月二十八日 宰相中将国信歌合」遇不遇恋・九番「左の歌も、『人』といふ文字の下に『を』文字ぞあらまほしく聞こゆれども」、元永元年一〇月二日忠通歌合・残菊・八番「俊云、『冬枯に』といへる文字、聞こえかぬる心地して侍るを、万葉集に読める事體にも覚え侍らず」などは、「文字」と聴覚的表現の両立する例である。

(3) 唯一、康和二年宰相中将国信歌合・遇不遇恋・一〇番・左負・俊頼「恋しさにたえず流るるわが袖の涙を人の心ともがな」に対して「左歌は、たえず流るるわが袖のと続きたり、きと耳とまり侍る」があるが、これは当座の衆議判における右方の難陳の一部である。発言者が基俊であった可能性はあるものの、判詞とはしがたい。なお『大成』によれば当該歌合の記録執筆者は俊頼であつて、記録にあたって右方の難陳の内容を要約するために、自ら常用する評語に書き換えたとも想像される。

(4) 定家は千五百番歌合・冬一・八五六番で「耳にとどまる」を、為家は宝治元年（一二四七）院御歌合・五月郭公・二九番で「耳にとどまる」をそれぞれ使っている。ただし俊頼・俊成と異なり、見るべきところがあるの意か。

(5) 浅田徹「歌合判詞における白河院政期（二）——藤原基俊の判詞——」『文芸と批評』第八巻五号、一九九七年五月。なお唯一、基俊が判者を務めた「保安二年（一一二二）九月二日 関白内大臣忠通歌合」山月・二番の判に「さやうの心にや候ふらむ」があるが、これは「方人申云」として書かれた左方の擁護の一部であるため措く。

(6) 「嘉保元年（一〇九四）八月一日 前関白師美歌合」月・一番に「殿下に『いかが候ふべき』と申し侍りにしに、『例などはいかが』とおほせ侍りしかば、かかる時、持なども定めらるる由を申して、持と定められぬ」と判者の口頭での発言を記録したものである。

(7) 意味が取りにくいのが、『新注』は「主やはなむかんとおほえ候ふかな」を「その和歌をよんだ主は承知しないだろうと思えますよ」と訳す。千五百番歌合で顕昭が当該判詞を「判者俊頼朝臣申していはく……ぬしやはなむかんとおほえぬべきかなとかけり」と引いている。

(8) 一二世紀以降「侍り」が「候ふ」と交替する形で文語化していくことは、辻村敏樹編『講座国語史 第五卷 敬語史』第三章「古代の敬語Ⅱ」大修館書店、一九七一年（当該章執筆は森野宗明）。

参考文献一覧

- 岩津資雄『歌合せの歌論史研究』早稲田大学出版部、一九六三年
 峯岸義秋『新訂 歌合集（日本古典全書）』朝日新聞社、一九六九年
 萩谷朴『増補新訂 平安朝歌合大成』同朋社、一九九五年
 鳥井千佳子『忠通家歌合新注』青簡舎、二〇一五年
 川上新一郎『六条藤家歌学の研究』汲古書院、一九九九年
 浅田徹『歌合判詞における白河院政期（三）——源俊頼の判詞——』『文芸と批評』第八巻八号、一九九八年二月
 渡辺晴美『元永二年七月十三日内大臣忠通歌合について——忠通家歌壇と顕季の交流を中心に——』『和歌文学研究』第五六号、一九八八年六月

〈付記〉本稿は、第一二四回和歌文学会関西例会（於・奈良女子大学）における「歌合判詞における『あらまほし』考」と題した発表を基にしたものである。席上ご教示いただきました先生方に篤く御礼申し上げます。

（きたじま・つむぎ 本学大学院博士後期課程）